

藤沢市文化財保護条例施行規則の廃止について  
藤沢市文化財保護条例施行規則を廃止する規則を次のように定める。

2025年（令和7年）2月13日提出

藤沢市教育委員会

教育長 岩本 将宏

1 廃止する規則

別紙のとおり

2 施行期日

2025年（令和7年）4月1日

提案理由

この議案を提出したのは、藤沢市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定に伴い、規則を廃止する必要による。

藤沢市文化財保護条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和7年2月 日

藤沢市教育委員会

教育長 岩 本 將 宏

藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市文化財保護条例施行規則を廃止する規則

藤沢市文化財保護条例施行規則（昭和35年藤沢市教育委員会規則第7号）は、  
廃止する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

**改正**

昭和38年7月1日教育委員会規則第1号  
昭和39年10月5日教育委員会規則第4号  
昭和48年5月15日教育委員会規則第3号  
昭和55年7月10日教育委員会規則第4号  
昭和59年7月23日教育委員会規則第3号  
昭和62年6月16日教育委員会規則第3号  
平成9年3月25日教育委員会規則第12号  
平成17年3月24日教育委員会規則第15号  
平成25年3月22日教育委員会規則第4号  
令和3年3月23日教育委員会規則第4号

藤沢市文化財保護条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、藤沢市文化財保護条例（昭和35年藤沢市条例第9号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

**第2条** 条例第3条第2項の規定により指定重要文化財等の指定の申請をしようとする者は、指定重要文化財等指定申請書（第1号様式）に必要な書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

(指定書の交付)

**第3条** 条例第3条第3項の規定により、指定重要文化財等の指定をした場合に交付する指定書は、指定重要文化財等指定書（第2号様式）とする。

(所有者等の変更の届出)

**第4条** 条例第5条の規定により指定重要文化財等の所有者等を変更した場合の届出は、指定重要文化財等所有者等変更届（第3号様式）による。

(現状変更等の承認申請)

**第5条** 条例第6条の規定により指定重要文化財等の現状の変更等について承認を受けようとする者は、着手しようとする日の20日前までに指定重要文化財等現状変更等承認申請書（第4号様式）

を教育委員会に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請につき、管理上支障がないと認めるときは、指定重要文化財等現状変更等承認通知書（第5号様式）により申請者に承認の通知をするものとする。

（滅失等の届出）

**第6条** 条例第7条の規定による指定重要文化財の滅失等の届出は、指定重要文化財等滅失等届（第6号様式）による。

（立入調査員証）

**第7条** 条例第9条第3項の規定による証票は、指定重要文化財等立入調査員証（第7号様式）とする。

（指定解除の通知）

**第8条** 条例第10条第2項の規定による指定解除の通知は、指定重要文化財等指定解除通知書（第8号様式）による。

（台帳）

**第9条** 条例第3条第1項の規定により重要文化財等の指定をした場合には、指定重要文化財等指定台帳（第9号様式）に必要事項を記載しておくものとする。

（委員長等）

**第10条** 条例第11条の規定による藤沢市文化財保護委員会（以下「委員会」という。）に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長の任期は、2年とする。ただし、再任されることができる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

（会議）

**第11条** 委員会の会議は、教育委員会の要請に基づいて、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（結果報告）

**第12条** 委員長は、会議が終了したときは、速やかに審議結果を教育委員会に報告しなければならない。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和35年7月1日から適用する。

**付 則**（昭和38年教委規則第1号抄）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

**付 則**（昭和39年教委規則第4号）

この規則は、昭和39年9月1日から適用する。

**付 則**（昭和48年教委規則第3号）

この規則は、昭和48年5月16日から施行する。

**付 則**（昭和55年教委規則第4号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和55年7月11日から施行する。

**附 則**（昭和59年教委規則第3号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和62年教委規則第3号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和62年5月1日から適用する。

**附 則**（平成9年教委規則第12号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

**附 則**（平成17年教委規則第15号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

**附 則**（平成25年教委規則第4号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則**（令和3年教委規則第4号）

この規則は、2021年（令和3年）4月1日から施行する。

第1号様式（第2条関係）  
第1号様式(第2条関係)

指定重要文化財等指定申請書

年 月 日

藤沢市教育委員会

住所.....  
申請人  
氏名.....

次のとおり申請します。

1 区 分	<input type="checkbox"/> 無形文化財 <input type="checkbox"/> 有形文化財 <input type="checkbox"/> .....		
2 文化財の種類		3 名称及び数量	
4 所在地			
5 所有者等の住所氏名			
6 現況及び概況			
7 申請の理由			
8 添付書類	<input type="checkbox"/> 最近1か月以内に撮影した当該文化財の写真 <input type="checkbox"/>		

上記の申請により文化財保護委員会に諮問してよいでしょうか。

教育長	部長	参事	主幹	課長 補佐	主査	担当者	公印 使用印	調査	・	・
								起案	・	・
調査状況								決裁	・	・
								施行	・	・

文書番号( )

第2号様式（第3条関係）  
第2号様式（第3条関係）

指 定 重 要 文 化 財 等 指 定 書  
( )

名 称 ..... 数 量 .....

当該文化財の特徴 .....

に指定する。

年 月 日

藤沢市教育委員会 印

所有者の氏名	所有者の住所	所在の場所	所有者の変更年月日
			・
			・
			・
			・
			・

注意

1.....

2.....

3.....

第3号様式（第4条関係）  
第3号様式(第4条関係)

指定重要文化財等所有者等変更届

年 月 日						
藤沢市教育委員会						
住 所.....						
新所有者						
氏 名.....						
次のとおり届けます。						
1	名 称 及 び 数 量					
2	所 有 者 等 の 区 分	新	<input type="checkbox"/> 所有者	<input type="checkbox"/> 占有者	<input type="checkbox"/> 保存に当たっている者	
		旧	<input type="checkbox"/> 所有者	<input type="checkbox"/> 占有者	<input type="checkbox"/> 保存に当たっている者	
3	旧所有者等	住 所				
		氏 名				
4	変 更 理 由					
5	変 更 年 月 日 及 び 所 有 地	年 月 日 ( )				
上記のとおり届け出がありました。						
供 覧 . . .						
教育長	部長	参事	主幹	課長 補佐	主査	担当者
関 了 . . .						
処 理 . . .						

文書番号( )



第5号様式（第5条関係）  
第5号様式（第5条関係）

指定重要文化財等現状変更等承認通知書

年 月 日

住所.....

氏名.....

藤沢市教育委員会 印

次のとおり承認します。

1 名称及び数量	
2 承認内容	
3 承認期間	
指示事項	

第6号様式（第6条関係）  
第6号様式(第6条関係)

指定重要文化財等滅失等届

年 月 日						
藤沢市教育委員会教育長						
住所.....						
氏名.....						
次のとおり届けます。						
1 名称及び数量	<div style="text-align: center;">・ 基</div> (所在 : )					
2 区分	棄損 (発生日時 : ) (発生場所 : ) (状況 : )					
3 原因						
上記届出のとおり確認したので、委員会に諮問してよいでしょうか。						調査 . .
教育長	教育次長	部長	課長	主幹	主査	担当者
						起案 . .
						決裁 . .

文書番号( )



指定重要文化財等立入調査員証

職 名.....

氏 名.....

有効期間           年       月       日から  
                      年       月       日まで  
                      年       月       日

藤沢市教育委員会 印

注 意 事 項

- 1 この証票は、指定重要文化財等の立入調査をする場合には、必ず携帯しなければならない。
- 2 この証票は、関係人から請求があつたときは、速やかに提示しなければならない。
- 3 この証票を他人に貸与したり譲渡してはならない。
- 4 この証票を破損又は滅失したときは再交付を受けなければならない。
- 5 この証票は、有効期間が過ぎたら速やかに教育委員会に返納しなければならない。

第8号様式（第8条関係）  
第8号様式（第8条関係）

指定重要文化財等指定解除通知書

年 月 日

住 所.....

氏 名.....

藤沢市教育委員会 印

次の の指定を解除する。

1 指 定 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 指 定 第 号
2 解 除 年 月 日 及 び 番 号	
3 名 称 及 び 数 量	
解除の理由	

第9号様式（第9条関係）  
 第9号様式(第9条関係)

表  
 指定重要文化財等指定台帳

		指定番号	
区 分		名 称 及 び 数 量	
所有者または 占有者の氏名		所有者または 占有者住所	
		文化財の 所在の場所	
指定年月日	年 月 日	解除年月日	年 月 日
指 定 理 由	----- -----	解 除 理 由	----- -----
	----- -----		----- -----
由 緒 ま た は 沿 革	----- ----- ----- ----- ----- -----		

裏

文化財の位置又は所在の場所 (略図、写真、その他)	その他参考となるべき事項